

令和6年介護報酬改定 訪問介護

株式会社アイランドケア
法令順守責任者 中川路 匠

○地域包括ケアシステムの深化・推進

- ・医療と介護の連携
- ・看取りへの対応
- ・感染症や災害への対応力
- ・高齢者虐待防止
- ・認知症への対応

○自立支援・重度化防止に向けた対応

- ・運動・口腔・栄養の一体的取組

○良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

- ・処遇改善
- ・効率的なサービス提供

○制度の安定性・持続可能性の確保

- ・評価の適正化・重点化
- ・効率的なサービス提供

○その他

- ・書面揭示規制の見直し（重要事項説明書をネット上へ公開の義務化）

療養通所介護費（1月につき） 12,691単位 ⇒ 12,785単位

短期利用療養通所介護費（1日につき）（新設） 1,335単位

【短期利用療養通所介護費 算定要件】

- ・ 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、ケアマネが緊急に利用することが必要と認めること
- ・ 利用開始に当たり、あらかじめ7日以内の利用期間を定める
※やむを得ない事情があれば14日以内でも可
- ・ 人員基準を満たしていること
- ・ 入浴介助と提供回数に係る減算を受けていないこと

【高齢者虐待防止措置未実施減算】 所定単位数の100分の1を減算

- ① 委員会の定期的な開催 + 結果について周知
- ② 虐待の防止のための指針を整備
- ③ 虐待の防止のための研修を定期的実施
- ④ 上3つを適切に実施するための担当者を置くこと

【業務継続計画未策定減算】 所定単位数の100分の1を減算

<経過措置1年>

- ① BCP計画の策定
- ② BCP計画の周知 + 研修 + 訓練
- ③ BCP計画の見直しと変更

重度者ケア体制加算 150単位

【要件】

- ・ 常勤の看護職員に加え、看護職員を常勤換算方法で3以上
- ・ 特定行為研修を修了した看護師を1以上確保
- ・ 訪問看護と一体的に事業を実施していること

短期利用療養通所介護費を算定している場合の
サービス提供体制強化加算が追加

サービス提供体制強化加算Ⅲイ 12単位

サービス提供体制強化加算Ⅲロ 6単位

【介護職員処遇改善加算】

【介護職員等特定処遇改善加算】

【介護職員等ベースアップ等支援加算】

これらは、令和6年5月末までとなる

処遇改善加算に「その他職員」が追加された
また、改定前は「上回る」という表現だったが「以上」に
変更となった点は重要！！

令和6年6月より、これらが一本化された新たな処遇改善加算に移行
また、令和6年2月～5月まで上記とは別に処遇改善補助金がある予定

- 療養通所介護は、基本報酬が増額となった
- 短期利用療養通所介護という新たな区分が創設された
- 加えて、新たな加算要件が追加された
- そして、訪問介護も24時間対応が求められていることから、大規模化が望まれている点にも着目する必要がある。

- 今回の制度改定は史上2番目の規模のプラス改定であり、史上初の診療報酬を超えるプラス改定であった
- しかし、今後は生産人口の減少に拍車がかかることから、以降のプラス改定は望めないだろうという話も一部である
- これから3年間は次の大改革のための準備の3年ともいわれており、安定した企業経営のための足腰を鍛えることが重要となる

【重要なキーワード】

疾病予防・重症化予防・介護予防・フレイル対策・認知症予防

ロボット・AI・ICT・データヘルス・タスクシフト・シニア人材・組織マネジメント改革
経営の大規模化と協働化